［様式９－１］

福祉サービス等第三者評価結果

総 合 評 価

受診施設名	社会福祉法人清和園 祥栄児童館	施設 種別	児童館 （旧体系：　　）
評価機関名	特定非営利活動法人　京都府認知症グループホーム協議会		

平成30年11月14日

総　　評	祥栄児童館は桂川東岸、久世橋の北に位置し、西山連山が遠望でき、自然美豊かな環境に恵まれています。子ども達は、近くの久世橋東詰公園で遊び、隣接の法人グループの特別養護老人ホームの入居者と交流しています。平成5年4月に開設し、現在、学童クラブ事業で、約40名の放課後児童の健全育成に努めています。また、法人グループの児童館・小学校・自治連合会・社会福祉協議会・女性会・地域ボランティア等の地域の組織や団体と連携し、地域の子どもの福祉を願う児童館づくりを目指して、地域の0歳～18歳の児童と保護者のニーズにもハードとソフト両面で応えています。全職員が館長のリーダーシップのもとで、児童館事業の全ての運営に積極的に関わっておられ、その様子が、実践記録や職員ヒヤリングや利用者アンケート等からうかがえました。そのことは、館長が児童館の事業運営において、全職員の意向を尊重し、役割に権限と責任を与え、職員一人ひとりの主体性を引き出しておられるからだと考えます。法人全体を通じて事業の透明性が確保されています。
特に良かった点（※）	**●　理念と方針の周知** 児童館事業年間計画が仏教精神の三宝と児童憲章の「子どもの最善の利益追求」を挙げた法人及び祥栄児童館の理念や方針を基礎として策定されています。児童館事業年間計画に定めた児童館活動は、児童の健全育成・子育て支援・地域との連携を軸に据え、行動目標や実践課題を子どもの育成・子育て家庭支援・地域福祉促進など、機能別に設定しています。運営理念や方針、児童館事業の年間計画の実践を地域・利用者・家族等からの理解が得られるように、ホームページやパンフレット、数々の広報誌、掲示物などで認知及び周知しています。職員には、法人独自の自主点検表(19項目)を作成し、職員自らが自主点検表(19項目)に真に向き合うことで、運営理念・方針「子どもの最善の利益追求」を認知・理解できるようにしています。 **●長期ビジョンと単年度事業計画の逸案と見直し** **改善すべき課題の発見と改善への取り組み** 法人理念と児童館理念に基づいて、児童館事業・学童クラブ事業の中長期事業計画と単年度事業計画を職員の総意のもとで策定し、年２回、児童館運営のあり方等を、法規制度対策・利用者のニーズ条件、地域の要求事項等に照らし合わせて、見直しを行っています。全職員が法人の運営理念や方針に添って、事業を計画（Ｐ）、実践（Ｄ）、その実績を記録し、半年サイクルで振り返り（Ｃ）、計画や目標の妥当性の検証、計画そのものの見直し、行動や実践内容の変更を行っています。法人の3つの児童館が互いに第三者評価の結果を児童館事業の見直しに活用され、行動に移すことで、サービスの質を維持・向上を図っておられました。

	●利用者本位のサービス提供への取り組み 児童館理念や児童館活動方針に「子どもの最善の利益」人権の尊重を基調とした子どもの健やかな育ち・利用者を尊重する姿勢を明記し、連盟主催の人権研修で職員の倫理観を高め、内部研修で「児童憲章」「京都はぐくみ憲章」の真の理解に努めておられました。職員が常に人権意識を持って行動できるように「プライバシー保護規定」に留意すべき点が明記されていました。児童館事業の品質を、常に利用者の視点で確認されておられ、そのことが、今回の第三者評価の結果に反映されていました。 **●記録の充実** 「児童館事業年間活動計画書」「学童クラブ事業年間活動計画書」「行事計画書」に沿ったサービスの実施情報として、記録の充実を図っておられます。児童一人ひとりの児童館活動の様子や、朝のミーティングや職員会議で検討した個別のケース内容が克明に記録されていました。 「児童館日誌」「学童クラブ日誌」「行事報告書」「研修報告書」等の記録を職員誰もが閲覧することができ、職員間で共有されています。記録を、さまざまな評価や確認の証拠書類として、また、事業運営の円滑化を図る目的で大切にされていました。記録作業を二人一組で行い、先任の職員が後任職員を指導する仕組みにより、記録の平準化が図られていました。 **●幅広い年齢の児童や保護者同志が交流する機会の提供** 近隣の体育館で乳幼児から小学生までの児童等が250人規模で参加する「ハッピークリスマス」等の企画を、16年前から毎年実施され、0歳から18歳までの誰もが自由に来館出来る児童館事業の充実に力を注がれています。チャレンジ体験の中学生が小学生や乳幼児と遊びや作品作りなどで交流し、高学年の児童が「高学年自主企画会議」で年下の児童や乳幼児を対象に「映画会」「絵本の読み聞かせ」「手遊び」等を開催しています。年齢別の乳幼児クラブ（にこにこクラブ）、3種の子育てサークル、2種の母親クラブ等の活動や「遊びの広場」等を支援しています。学童クラブの児童、地域の中高生、乳幼児の保護者が主体的に活動できる環境を整備し、幅広い年齢の児童やその保護者が交流する機会を設けています。
特に改善が 望まれる点（※）	**●運営委員会の設置** 「京都市地域子育て支援ステーション」を併設し、地域の組織や団体と協働・連携し、地域の子育て支援活動や健全育成活動を積極的に促進されています。その業績は地域で高く評価されていると考えます。運営協力委員会の設置につきましては、すぐにでも実現できるものと思われますので、予定されている来春の開設を期待致しております。

※それぞれ内容を３点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

［様式９－２］

【共通評価基準】
児童館版

評価結果対比シート

受診施設名	社会福祉法人清和園　祥栄児童館
施設種別	児童館
評価機関名	特定非営利活動法人 京都府認知症グループホーム協議会
訪問調査日	平成30年11月14日

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目		評　価　細　目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
Ⅰ－1 理念・基本方針	Ⅰ－1－(1) 理念、基本方針が確立されている。	①	理念が明文化されている。	A	A
		②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	Ⅰ－1－(2) 理念、基本方針が周知されている。	①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A	A
		②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A	A
Ⅰ－2 計画の策定	Ⅰ－2－(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	①	中・長期計画が策定されている。	A	A
		②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A	A
	Ⅰ－2－(2) 計画が適切に策定されている。	①	計画の策定が組織的に行われている。	A	A
		②	計画が職員や利用者に周知されている。	A	A
Ⅰ－3 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅰ－3－(1) 管理者の責任が明確にされている。	①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A	A
		②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A	A
	Ⅰ－3－(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A	A
		②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]	
Ⅰ-1-(1)-①	【法人理念と児童館理念】に、仏教の三宝である「佛(明るく)・法(正しく)・僧(仲良く)」を掲げ、「基本方針」に、児童の権利条約「子どもの最善の利益」を追求し、「児童の健全な育成」「子育て家庭の支援」「地域と連携」活動に取り組むことを挙げている。「京都市児童館活動指針」「児童館活動理念」に基づいている。児童館内に掲示し、ホームページ、パンフレット、広報誌『児童館だより』等に掲載し、地域の小学校・自治会等の関係機関に配布し、子育てサロンや利用開始時に説明している。利用者・地域・職員に児童館の使命と目指す方向性を周知している。
Ⅰ-1-(1)-②	基本方針「児童館活動方針」に、人権の尊重を基調とした法人理念・児童館理念の実践課題を明示している。法人理念・児童館理念とともに、館内に掲示し、広報誌『児童館だより』やパンフレット、ホームページ等に掲載している。
Ⅰ-1-(2)-①	年度末の職員会議で、法人理念・児童館理念と基本方針を再確認し、年度の取り組みを振り返り、次年度の「児童館活動方針」「事業計画」を作成している。子育て支援、中高生の取り組み、地域への広報活動等の充実を計画している。
Ⅰ-1-(2)-②	地域の関係機関や学校等に広報誌『児童館だより』やパンフレット等を配布している。小学児童の家庭や自治会等からの協力で、児童館の資料が、より広く地域の関係組織や団体等に配布、回覧されている。
Ⅰ-2-(1)-①	法人理念と児童館理念に基づいて、H26年～H31年(5か年)中長期計画を策定している。年2回、職員会議で振り返り、年度末に達成状況を確認している。事業毎に目標値（10点満点方式）を定めて到達度を数値化している。次期中長期計画に、老朽化した館内の改修や児童館事業への利用者拡大などを挙げている。
Ⅰ-2-(1)-②	法人理念、児童館理念、「児童館事業・学童クラブ事業」の中長期計画に基づいて、単年度「児童館事業年間活動計画書」「学童クラブ事業年間活動計画書」を策定している。年度末の職員会議で計画の達成度を確認し、見直しを行っている。中長期計画に沿った各種の単年度計画が確実に実行されていることが各種の議事録で確認できる。
Ⅰ-2-(2)-①	年2回、単年度の事業計画が適正に行われているかを確認している。また、年度末に、中長期計画の妥当性や有効性について検討し、単年度の活動状況を総括し、次年度の活動計画に反映させている。中長期計画、単年度計画の策定、見直し等は、職員会議で職員の総意で行っている。
Ⅰ-2-(2)-②	年間事業計画を『児童館だより』に掲載している。地域の小学校、保健センター等の団体の協力を得て、保護者や地域住民に周知している。保護者懇談会や乳幼児クラブの入会式において口頭と書面で説明している。
Ⅰ-3-(1)-①	『児童館だより』4月号に、館長自らが「館長の役割について」と題し、館長職務と児童館運営への考えを、利用者と職員に表明している。協議決定は、毎月の法人3館合同会議「児童館連絡会議」で行っている。館長業務の妥当性については、法人の児童館事業部長及び、業務適正化委員とが検証する仕組みとなっている。館長業務は法人統一の「児童館長業務マニュアル」に基づいて行っている。法人の「人事考課シート」で全職員からも評価を受けている。
Ⅰ-3-(1)-②	館長は、京都市子ども若者はぐくみ局、全市施設長会、南区・下京区ブロック施設長会等に必ず出席し、関係法令の理解に努めている。資料を「児童館運営に関する関連法令集」にファイルし、「児童館運営に関する関連法規リスト」一覧を事務所内に掲示する等、職員周知に努めている。
Ⅰ-3-(2)-①	館長は年度末に、一年間の児童館活動の内容や具体的な取り組みが「事業計画書」に基づいていたかどうかを分析・評価(10点満点方式)している。また、職員会議やミーティングで職員の意向を常に聞き取っている。法人の「人事考課」とは別に、年2回、職員個人面談でひとり一人の意向を聴き取り「ヒアリング結果ノート」に書止め、児童館事業の質の向上に反映させている。今回の第三者評価受診に向けて、「サービス評価委員会」を立ち上げ、「自己評価」に職員の意見を反映させている。
Ⅰ-3-(2)-②	館長は、法人内の「児童館連絡会議」で収集した人事・労務・財務等に関する情報を、経営に関わる業務の効率化と改善の取り組みに活かしている。「業務改善委員会」で、働きやすい環境整備に関する検討会議を行っている。8月末の職員会議では、アルバイト職員の9月10月の職務内容について検討している。

Ⅱ　組織の運営管理

評価分類	評価項目		評　価　細　目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ－1 経営状況の把握	Ⅱ－1－(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
		②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A	A
		③	外部監査が実施されている。	A	A
Ⅱ－2 人材の確保・養成	Ⅱ－2－(1) 人事管理の体制が整備されている。	①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A	A
		②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A	A
	Ⅱ－2－(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
		②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	A	A
	Ⅱ－2－(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A	A
		②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組むが行われている。	A	A
		③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅱ－2－(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	①	実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A	A
		②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B	A
Ⅱ－3 安全管理	Ⅱ－3－(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A	A
		②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A	A
Ⅱ－4 地域との交流と連携	Ⅱ－4－(1) 地域との関係が適切に確保されている。	①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		②	事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	A
	Ⅱ－4－(2) 関係機関との連携が確保されている。	①	必要な社会資源を明確にしている。	A	A
		②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B	A
	Ⅱ－4－(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	①	地域の福祉ニーズを把握している。	A	A
		②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A	A

[自由記述欄]	
Ⅱ-1-(1)-①	館長は「全市施設長会」「第2ブロック施設長会」等に出席し、社会福祉事業、児童を取り巻く環境や児童館の動向等の把握に努め、重要事項と判断された案件については、毎月開催の「法人内児童館連絡会議」で協議決定している。「法人内児童館連絡会議」のメンバーは、法人事務局長・児童館事務局部長・児童館事業部長・業務適正化委員・法人内3児童館の館長等である。
Ⅱ-1-(1)-②	毎月、利用者数を数値（グラフ）で示し、利用実績からコスト分析や利用者の推移、利用率などの分析を行っている。分析・評価の結果を「法人内児童館連絡会議」で協議し、中・長期計画や各年度事業計画の見直しなどに反映している。全職員は「法人内児童館連絡会議」を閲覧でき、経営の透明性と職員のコスト意識向上を図っている。
Ⅱ-1-(1)-③	公認会計士による外部監査を受け、指導や助言を事業運営に役立ている。監査報告書で確認できた。
Ⅱ-2-(1)-①	法人策定の「人材確保・育成の考え方」に基づき、児童館運営に必要とされる人材の確保と育成に努めている。職員は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等の資格を有し、数年のキャリアを積んでいる。法人が定めた「目指す職員像」を目標に、職員の資質向上に努め、地域のニーズに応えられる児童館運営に取り組んでいる。
Ⅱ-2-(1)-②	基準を明確にし、人材の育成や組織の活性化を目的に「人事考課」を実施している。年2回、館長による職員の面接評価を行う他に、法人専用の「自己チェックシート」を使った職員の「自己評価」を基に、児童館事業部長が行い、職員が館長に対する意見や要望を自由に表出できる仕組みとなっている。館長の面接評価や児童館事業部長の人事考課の結果を、期待すること・課題を【100点満点・60点基準】職員一人ひとりに書面で交付している。
Ⅱ-2-(2)-①	児童館館長と児童館事業部長が、定期的にひとり一人の職員から就業状況や意向を聴き取り、業務改善委員会が労働環境の適正化の取り組みに反映させている。組織全体で労働環境の改善に取り組んでいる。こころの健康管理では、微研の「ストレスチェック」の結果を産業医に繋げ、加盟の福利厚生（共済会）の日本産業カウンセラー協会を紹介する等している。パワハラやセクハラの問題については、法人本部に相談窓口を設置し対応している。
Ⅱ-2-(2)-②	職員は共済会の総合的な福利厚生サービスを活用している。職員は職員定期健康診断、ストレスチェック、インフルエンザ予防接種等を児童館全額負担で受けている。法人の就業規則に、有給休暇・特別有給休暇・祝い金・弔慰金等を定めている。
Ⅱ-2-(3)-①	法人の基本方針や「目指す職員像」に、職員の教育・研修に関する基本姿勢を謳っている。法人独自の「児童館職員研修実施要綱」に基づき、「年間研修計画」を作成し、計画的に施設内研修を実施している。他に、職員は、京都市児童館学童連盟主催の「行政研修計画」科目別履修表の職階別・段階別・テーマ別研修や、外部団体主催の研修を職命で受講している。
Ⅱ-2-(3)-②	連盟・行政研修「京都市児童館・学童保育所職員研修・科目履修表」に基づき、職員は経験や職務・職階に応じて新任・段階別・階層別の研修を履修し、ひとり一人の履修状況が継続管理されている。
Ⅱ-2-(3)-③	研修履修者に研修報告書の提出を義務付けている。職員会議や職員ミーティングで伝達研修を行い、研修の成果を職員間で共有している。研修履修歴を作成し、個人及び児童館の次期の研修計画作成に活用している。
Ⅱ-2-(4)-①	「実習生受け入れマニュアル」に実習生受け入れの意義や方針を定めている。職員は、入職時に実習受け入れに関する研修を受け、実習の受け入れの意義や目的を理解している。保育専門の学校や大学等からの依頼は無いが、中学校の「チャレンジ体験」の実習生にマニュアルを適用し、規定の4日間の実習に依頼校と連携を図り、丁寧に対応し、実習の実施記録を作成している。
Ⅱ-2-(4)-②	中学2年生の4日間の「チャレンジ体験」実習では、学校側が児童一人ひとりの実習目標を定めている。実習記録ノートに、毎日の実習内容と学びの内容、指導者のコメントを丁寧に記載し、一日の終わりに反省会を行っている。体験中学生が、自校の文化祭で職場体験実習の記録を展示している。
Ⅱ-3-(1)-①	「清和園児童館安全管理指針」に基づき、リスク種別毎に担当者の重点項目を定め、事務所に掲示している。「危機管理マニュアル」「緊急時の連絡体制」「緊急連絡網」に基づき対応している。「安全点検チェック表」を使い、毎月、担当者が遊戯室・便所・台所・育成室・事務室等の安全性を確認している。感染症流行時期は広報誌『児童館だより』で保護者に注意喚起し、職員はインフルエンザ予防接種を児童館の負担で受けている。
Ⅱ-3-(1)-②	「ヒヤリハット」「事故」「重大事故」の報告書を職員間で共有活用し、事故の要因分析、事故の発生予防、緊急対応に役立てている。熱中症や児童虐待等の学習も館内で行っている。
Ⅱ-4-(1)-①	地域の全ての子どもと子育て家庭に対して、「人権の尊重」を基調とする支援を基本方針に掲げ行っている。「子育てサークル」や「母親クラブ」に活動の場を提供し、地域住民主体の子育て支援の促進に力を入れている。小学校の「ふれあい祭り」や桂川ハイツの「夏祭り」に参画している。
Ⅱ-4-(1)-②	児童館が有する機能を活用して、積極的に地域との交流を深めている。地域の体育館で開催の参加者250人規模の「クリスマス会」や、保健福祉センターで開催の子育て支援のイベント等に参画している。事業所の窓口、掲示板、広報誌『児童館だより』、ホームページなどで、地域や保護者に参加を呼び掛けている。
Ⅱ-4-(1)-③	「ボランティア受け入れの基本的な考え方」に基づき、ボランティア活動を積極的に受け入れている。29年度の受け入れ実績は延べ127名である。将棋や和太鼓などのクラブ指導、大学生の遊びの指導、母親クラブの卓球指導等があり、地域の人々によるボランティア活動が地域と児童館をつなぐ活動となっている。
Ⅱ-4-(2)-①	児童館内に行政機関や地域の医療機関等の連絡先を掲示し、「地域各種団体等関係文書綴」にPTAや民生委員などの役員名簿を記載し、児童館事業に必要な社会資源を明確にしている。
Ⅱ-4-(2)-②	基幹ステーションとして、地域の拠点となっている。「南子ども問題連絡会」の活動に参画し、保健福祉センター、民生児童委員協議会、保育園等と連携し、乳幼児を交通事故から守る講習会や乳幼児保護者対象の救急救命講習会を開催している。「児童館　児童虐待防止指針」を定め、虐待事例に対応できる体制を整えている。気になる子どもの対応の事例はある。
Ⅱ-4-(3)-①	地域の団体等との連携により、乳幼児クラブの保護者や学童クラブの保護者・児童を対象としたアンケート調査を実施している。施設内に「ご意見・ご要望・苦情等受付箱」を置き、地域の意見や要望を取り入れている。隔月開催の「南子ども問題連絡会」の取り組みに参画している。
Ⅱ-4-(3)-②	保護者懇談会やアンケート調査、地域の組織との共同事業等で把握した地域の子育てニーズを、年度事業計画及び年度行事計画に反映させている。保健福祉センターの保健師や子ども診療所の医師等を招いた講演会を開催したり、「選書会」以外にも保護者の購入図書等の要望を聞き取っている。

Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目		評　価　細　目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ－1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ－1－(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	A	A
		②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	A
	Ⅲ－1－(2) 利用者満足の向上に努めている。	①	利用者満足の向上に意図した仕組みを整備している。	A	A
		②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A	A
	Ⅲ－1－(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
		②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A	A
		③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A	A
Ⅲ－2 サービスの質の確保	Ⅲ－2－(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A	A
		②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A	A
		③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A	A
	Ⅲ－2－(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A	A
		②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ－2－(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A	A
		②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A	A
		③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A
Ⅲ－3 サービスの開始・継続	Ⅲ－3－(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	①	利用希望者に対して活動選択に必要な情報を提供している。	A	A
		②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A	A
Ⅲ－4 サービス実施計画の策定	Ⅲ－4－(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	①	サービス実施計画を適切に策定している。	A	A
		②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A	A

[自由記述欄]	
Ⅲ-1-(1)-①	法人理念や児童館理念、児童館活動方針に、子どもの最善の利益、人権の尊重を基調とした子どもの健やかな育ち・利用者を尊重する姿勢を明示し、事業所内に掲示し、毎月発行の『児童館だより』に掲載している。児童館学童連盟主催の「人権研修」等を履修し、内部研修で「児童憲章」「京都市はぐくみ憲章」の理解を深め、職員の人権意識の向上に努めている。
Ⅲ-1-(1)-②	法人統一の利用者のプライバシー保護に関する「プライバシー保護規定」に基づき、児童館ごとに、職員が留意すべき点を記載した「プライバシー保護マニュアル」を整備している。面談等に使用する「育成室」の窓ガラスにブラインドを設置するなど、規程マニュアルに基づいた活動を実施している。
Ⅲ-1-(2)-①	児童館活動方針の「子どもの最善の利益の追求」に基づき、学童クラブ保護者の意見徴収、保護者懇談会、乳幼児クラブ参加者に対するアンケート調査、利用者満足度調査を実施している。子どもの自主企画活動や職員の気づき、利用者の意見を「提案メモ」で受付ている。
Ⅲ-1-(2)-②	保護者懇談会やアンケート調査等で把握した利用者の意向を、年度末会議で検討し、次年度の「年間事業計画」「年間行事計画」に反映させている。乳幼児クラブの手遊びや読み聞かせ、映画会の実施、おもちゃ(プラレール)の購入などがあり、図書館図書を保護者や子どもが選べる「選書会」を設置している。
Ⅲ-1-(3)-①	保護者は直接または電話で相談できる。意向を述べる窓口や意見箱を設置している。懇談会の開催、玄関の掲示板や『児童館だより』等で、保護者や地域の意向を収集している。面接相談は個室で行い、プライバシー保護に配慮している。
Ⅲ-1-(3)-②	「社会福祉法人清和園が提供する福祉サービスに係る苦情への対応に関する実施要項」を定めている。公的機関「運営適正化委員会」、法人の「第三者委員」と「運営適正化委員会」へのアクセス方法を館内に掲示している。保護者の声を『児童館だより』の「保護者の声」欄に掲載している。
Ⅲ-1-(3)-③	「社会福祉法人清和園が提供する福祉サービスに係る苦情への対応に関する実施要項」及び「苦情対応マニュアル」に基づいて、苦情への対応を迅速かつ誠実に行うことに努めている。「苦情対応マニュアル」は定期又は必要に応じて見直している。
Ⅲ-2-(1)-①	法人の3つの児童館が児童館活動の第三者評価を順次受診し、結果を共有している。祥栄児童館は、今回が2回目である。業務適性委員が内部監査で児童館の活動内容を評価・分析している。業務適正化委員作成の「自己評価チェック」を使って、児童館活動の自己評価を行い、さらによりよい児童館を目指し、前回の第三者評価結果を改善に役立てている。
Ⅲ-2-(1)-②	今回の第三者評価受診に向けて、館長が委員長となり「サービス評価委員会」を立ち上げ、職員に受診の意義や価値を周知している。評価の過程で、前回の第三者評価の結果や内部監査の結果と今後取り組むべき課題を再検討している。
Ⅲ-2-(1)-③	内部監査や前回の第三者評価、法人内の2つの児童館の第三者評価等の結果をふりかえり、職員会議で、案件別に改善策・改善計画を立て実施している。前回の評価結果を改善に役立てていた。
Ⅲ-2-(2)-①	「京都市児童館活動指針」に基づき「児童館業務マニュアル」を策定している。職員会議で、活動が「児童館業務マニュアル」に沿い実施しているかを確認している。職員ひとり一人が、利用者の尊厳・プライバシーの保護・安全面の確保等の課題を、理念や方針に照らし合わせて児童館活動を行っている。
Ⅲ-2-(2)-②	第三者評価や内部監査の結果や利用者アンケート結果等を、職員会議で活動内容の評価・見直し・改善策に役立てている。法人の業務適正化委員と連携し、「児童館業務マニュアル」や各種の「規程」の妥当性の確認や見直しを図る仕組みがある。
Ⅲ-2-(3)-①	「児童館日誌」や「学童クラブ日誌」に、各事業の毎日の活動内容を記録している。行事は行事毎に「行事計画書」を作成し、実施の様子を「行事報告書」に記録している。記録の平準化を図る目的で、記録の業務を職員2人一組で行い、先任の職員が指導する体制を採っている。
Ⅲ-2-(3)-②	「社会福祉法人清和園個人情報保護規定」に基づき、利用者に関する各種の活動記録の管理（保管・保存・廃棄等）や情報の開示等を適正に行っている。職員に研修等で守秘義務の遵守を周知徹底している。
Ⅲ-2-(3)-③	日々の朝礼（ミーティング）や月例の職員会議で、児童館活動の内容や個別のケースの対応について検討している。協議内容を「児童館日誌」「学童クラブ日誌」に記録し、職員間で情報を共有している。
Ⅲ-3-(1)-①	「法人理念」「児童館理念」「基本方針」毎月の『児童館だより』や活動内容等をホームページに掲載し、児童館の様々な情報を地域と利用希望者に提供している。『児童館だより』は、児童館利用の児童や乳幼児親子の生活の様子を解りやすく伝えている。「京都市の児童館」のサイト、祥栄児童館ホームページを定期的に更新している。学童クラブの活動はパワーポイントで紹介している。
Ⅲ-3-(1)-②	児童館利用の開始時に「学童クラブの入会について」や「にこにこクラブ入会について」等を呈示し、説明している。また、「パンフレット」や広報誌『児童館だより』等で、日々の活動の様子や年間行事やサークル活動の内容等を伝えている。
Ⅲ-4-(2)-①	「児童館活動計画」は、「法人理念」「児童館理念」「基本方針」に基づき、児童館事業と学童クラブ事業の担当職員2名が、利用者アンケート等の結果を基に作成した(案)を、職員会議で協議し、職員の総意で策定している。
Ⅲ-4-(2)-②	活動計画の実施状況の評価・見直しは「事業計画評価見直しシート」で行っている。事業毎に目標値(10点満点方式)を定め、職員会議で協議し、結果を次年度の活動計画に反映させている。年度途中の変更は職員会議で協議の上、館長権限で行う仕組みになっている。子育て支援の充実に向けて「エコバスツアー」「３Ｂ体操」等、親子で参加するイベントを増やしている。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

［様式９－２］

【付加基準】
評価結果対比シート

児童館

受診施設名	社会福祉法人清和園　祥栄児童館
施設種別	児童館
評価機関名	特定非営利活動法人 京都府認知症グループホーム協議会
訪問調査日	平成30年11月14日

【付加基準】児童館版　評価結果対比シート

評価分類	評価項目		評　価　細　目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A　児童館等の活動に関する事項（小型児童館･児童センター用付加基準）	A－1 遊びの環境整備	①	遊ぶ際に守るべき事項(きまり)が、利用者に理解できるように決められている	A	A
		②	乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	A	A
		③	利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	A	A
		④	くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている	A	A
		⑤	幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	A	A

[自由記述欄]	
A－1－①	児童が遊ぶ時のきまりは、「遊んだ後はきちんと片づけて元の場所に戻しましょう」のように、わかりやすい言葉で表現し、写真や絵を使って、児童の目に留まりやすように工夫している。内容は、全職員が必要に応じて検討し、定期の見直しを年度末に行っている。
A－1－②	乳幼児から中高生までの児童すべてが、日常的に気軽に来館できるよう、壁紙とカーペットを新調し、気分よく落ち着いて過ごせる環境としている。乳幼児クラブの休みの日も、親子が来館しのんびりと過ごせるようにしている。学童クラブの卒業生が友人と来館し、体験学習をした生徒が訪れて来る等、乳幼児親子や中高生の利用数が伸びてきている。地域に親しまれた施設となっている。
A－1－③	児童が自由な発想で遊びながら学べる「ピタゴラスイッチ」などの玩具を備えている。「切り絵」クラブでは、児童の個性や創造性が豊かになるように取り組み、作品を額に納め、玄関に飾っている。和太鼓・切り絵・将棋・工作等の児童が仲間と楽しく学べるクラブ活動が沢山ある。高学年の児童が自主的に「高学年自主企画会議」でイベントの企画を立て、低学年の児童や乳幼児親子を対象に「映画会」や「本の読み聞かせ」等を提供している。
A－1－④	来館時にゆっくりと寛げる空間として遊戯室・育成室・図書室を提供している。壁紙やカーペットを新調し明るく清潔感のある空間に設えている。図書室に児童書の他に保護者の希望による保護者向けの雑誌を数点用意し、玩具や絵本などで遊んでいる子どもの傍で保護者がのんびりと読書や雑談が出来るように配慮している。保護者はお弁当持参で交流している。
A－1－⑤	毎年、乳幼児から児童が、触れ合い・楽しみを共有できる「みんなでふれあい！！『ハッピークリスマス会』」を開催している。近隣の体育館を会場に250人規模の人が集まり、地域の一大イベントとして高い評価を受けている。年齢を超えた交流の機会を設けている。「絵本の読み聞かせ」や「手遊び」などで、幅広い年齢の児童が交流できる機会を設けている。中学生が「チャレンジ体験学習」で小学児童や乳幼児と交流したり、低学年の児童が1～2歳の幼児と交流している。

評価分類	評価項目		評　価　細　目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A　児童館等の活動に関する事項（小型児童館･児童センター用付加基準）	A－2 乳幼児と保護者への対応	①	乳幼児と保護者が日常的に利用している	A	A
		②	乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている	A	A
		③	保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している	A	A

[自由記述欄]	
A－2－①	初めての利用時に、理念や方針などと共に、0歳から18歳までの児童館利用について書面を用いて説明している。地域住民にはホームページや児童館だよりを活用して周知している。「児童館だより」では月の予定や活動状況などをくわしく記載し、乳幼児と保護者が安心して利用できるように努めている。
A－2－②	「京都市地域子育て支援ステーション」として、利用者の意見や要望を聞き取り「子育てサークル」や「母親クラブ」など様々な活動を年間を通して行っている。夏休みの期間は、乳幼児と保護者を対象とした企画も運営している。保健センターや近隣のこども園、保育園と協力し、地域の子育て中の保護者に子育てに関する情報を提供している。
A－2－③	乳幼児を持つ保護者が３つの「子育てサークル」と２つの「母親クラブ」のグループで活発に活動している。母親クラブに、クラフトタイルコースターやブレスレットなどを作っている「ママ’Ｓクラフト」や、卓球を楽しむ「すだち」がある。

評価分類	評価項目		評 価 細 目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加基準）	A－3 小学生への対応（核となる児童館活動）	①	職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	A	A
		②	職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	A	A
		③	障害の有無や国籍の違いを超えて、児童が一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている	A	A
		④	行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている	A	A

[自由記述欄]

A－3－①	職員は、一人ひとりの子どもの個性や心理状態を把握し、遊びを通して心身ともに健康な成長が図られるように支援している。子どもをクラブ活動等に参加させることで、助け合う心や自ら考える力、工夫する力を身につけさせている。職員は、年間研修計画に沿って、内部研修と「京都市児童館・学童保育所職員研修」等の外部研修を、保育のあるべき姿を実現させるために積極的に受講している。
A－3－②	職員は「京都市児童館・学童保育所職員研修」で学んだ「個別・集団援助技術」を保育に反映させている。クラブ活動で一人ひとりの児童の個性が成長につながるように努め、遊びやクラブ活動の中で生じたトラブルは、子どもの要求を受け止め、子どもの気持ちに沿って対応している。職員は事例を通して、課題解決の方法を共有している。
A－3－③	障害の有無や国籍の違いを超えて、児童がいっしょに遊び楽しめるようなプログラムを用意している。職員は、該当する児童と保護者と信頼関係を築き、適切な支援ができるよう研修等で理解を深めている。また、全ての児童に対し仲間の中で、差別やいじめなどが生じないよう、「帰りの会」で互いにいたわりの心を大切にするように声をかけている。
A－3－④	行事やクラブ活動の企画は、子どもを取り巻く環境や日常の生活活動などを踏まえて作成している。月1回「エコアクションの日」を設け、子どもに「自分でできる『エコ活動』をみんなで考えましょう」と話しかけ、吉祥ホームの利用者と一緒に近在の「ごみ拾い」に参加させている。クラブ活動（和太鼓クラブ・将棋クラブ・工作クラブ・切り絵クラブ）で、児童の自主性・主体性・創造性を育んでいる。「児童館だより」を近在の学校等に配布し、児童館利用につなげている。

評価分類	評価項目		評 価 細 目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加基準）	A－4 中高生への対応	①	日常的に中高生の利用がある	A	A
		②	中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している	A	A
	A－5 利用者からの相談への対応	①	利用者からの相談への対応が自然な形で行われている	A	A
		②	虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている	B	B
	A－6 障害児への対応	①	障害のある児童の利用に対する支援策が整っている	A	A

[自由記述欄]

A－4－①	「児童館だより」を館内や学校の掲示板に掲示し、中高生の利用時間（17時～18時30分）と活動内容を伝え、児童館が放課後有意義に過ごせる場であることを周知している。「中高生自主企画」を設け、中高生自らが興味ある活動を自主的に行えるようにしている。中高生対象の「卓球の日」等がある。言葉遣い等は子どもの人権を損なわないように留意している。
A－4－②	近隣の中学生の「チャレンジ体験」実習を受け入れ、実習生が自分たちの力で企画し、主体性や社会性を持って活動ができるようにしている。「児童館だより」に活動内容を掲載し、中高生が気軽に利用できるように、児童館利用の保護者等の理解と協力を得ている。中学生がテーマに沿って意見交換を行う「ふれあいトーク」に参加している。
A－5－①	館内に子育て相談窓口を設置している。保護者が何でも話せる雰囲気づくりに努め、随時、相談に応じ、職員は内容を業務日誌で共有している。相談室はプライバシー保護に配慮し、相談中は中が見えないようにブラインドを下ろしている。
A－5－②	児童館連盟主催の研修などで虐待や不登校児童への対応について学び、理解を深めている。現在、具体的な事例はない。今後、該当する事例を発見した場合は、速やかに児童相談所に連絡する体制にしている。
A－6－①	毎年、全職員が研修で障害児支援の理解を深め、保護者が安心して利用できるよう、児童が他の児童といっしょに活動できるように交流の機会を多く設けている。特別支援を必要とする児童に介助者を増員し、安心・安全な生活を保障している。

評価分類	評価項目		評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加基準）	A－7 地域の子育て環境づくり	①	住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	B	B
		②	地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	A	A
	A－8 広報活動	①	広報活動が適切に行われている	A	A
		②	児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている	B	A

[自由記述欄]

A－7－①	地域の子育てを支援する「京都市地域子育て支援ステーション」を併設している。地域の関係機関と連携し「子育て講演会」や「母親クラブ」「子育てサークル」等を運営している。同法人の児童館と合同で「合同作品展」を開催している。「地域子育て支援ステーション事業」運営の「うんどうかいごっこ」には、地域の多くの親子が参加し、子育ての楽しみを共有している。地域の子育て支援を、地域の関係組織や団体と共同で積極的に行っているが、「運営協力委員会」の設置については、来春に設置を目途に、現在、準備中である。
A－7－②	児童の来館時や帰宅時の交通安全や防犯を目的として、児童対象に「防犯講習」を行い、「地域探検」と称して「子ども110番の家」の位置を児童に伝えている。また、交通マナーの指導や近在の公園の遊具類の安全確認等を行っている。地域から防犯に関する情報を得、学校と協働で「防犯マップ」を作成している。
A－8－①	毎月『児童館だより』に、児童館の理念や基本方針とともに、月の行事予定や活動状況をわかりやすく掲載し、自治会や小・中学校などから協力を得て地域住民に発信している。広報活動に、ホームページや「市民しんぶん南区版」のお知らせコーナーを活用している。広報する情報や写真などは、法人の個人情報保護規程やプライバシー保護規程に則って行っている。
A－8－②	『児童館だより』に理念や基本方針や事業計画を明記し、児童館運営の基本姿勢を周知している。各種のイベント案内や日々の児童館活動内容を児童と保護者に分かり易い表現で掲載している。「サービス評価委員会」が、児童館利用の児童や保護者の意見や要望を『児童館だより』に掲載している。